

## 令和4年度春日井市子育て世帯臨時特別給付金支給事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する、子育て世帯臨時特別給付金支給事業について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和4年度子育て世帯臨時特別給付金（以下「給付金」という。） 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するために、市によって支給される給付金をいう。

(2) 支給対象者 次のいずれかに掲げる者をいう。

ア 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による令和4年9月分の児童手当の受給者であつて、令和4年8月31日（以下「基準日」という。）時点において市内に住所を有する者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）

イ アに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合を除き、基準日時点において令和4年9月分の児童手当の受給者が県内に住所を有し、令和4年9月1日以後に受給者等が死亡した場合における、死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずるものとして適当と認められる者

ウ アに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合を除き、基準日時点において令和4年9月分の児童手当の受給者が県内に住所を有し、基準日後から支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童であることを市が把握した場合における、施

設入所等児童が委託されている児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項の小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは同法第6条の4の里親又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

エ アに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合を除き、基準日時点において令和4年9月分の児童手当の受給者が県内に住所を有し、基準日後から支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしていて当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市区町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市区町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合における、当該者の配偶者

- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (4) 公務員支給対象者 支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 対象児童 支給対象者に支給される令和4年9月分の児童手当に係る児童をいう。

（給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童1人につき25,000円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第4条 市は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、子育て世帯臨時特別給付

金受給拒否の届出書（第1号様式）により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する支給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方式により行う。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 令和4年10月の児童手当振込時において市が把握する指定口座に振り込む方式
- (2) 給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合 前条第3項の支給決定前までに、子育て世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書（第2号様式）により前号の指定口座の変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式
- (3) 支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他指定口座に振り込む方式による支給が困難な場合 市の窓口で現金を交付する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 公務員支給対象者に対して支給する給付金に係る市の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

- 2 公務員支給対象者の申請期限は、やむを得ない場合として市長が認める場合を除き、令和5年1月31日とする。

（公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式）

第7条 公務員支給対象者は、子育て世帯臨時特別給付金申請書（請求書）（第3号様式。以下「申請書」という。）により申請を行うものとする。

- 2 公務員支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方式により行う。

- (1) 郵送による申請の場合 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申

請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口での申請の場合 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市へ提出し、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他口座に振り込む方式による支給が困難な場合 市の窓口で現金を交付する方式

(代理による申請)

第8条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかにその内容を確認の上、支給を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をした申請者に対し、給付金を支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、令和4年10月の児童手当振込時において市が把握する指定口座(支給前までに指定口座の変更を届

け出ている場合は、当該届出をした指定口座) に給付金として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和5年2月28日までに指定口座への振込が口座解約、変更等によりできない場合は、当該支給決定を取り消すものとする。

- 3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

子育て世帯臨時特別給付金受給拒否の届出書

（宛先）春日井市長

- 1 私は、「子育て世帯臨時特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届けます。
- 2 本届出により、「子育て世帯臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先 ( )

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

子育て世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

(宛先) 春日井市長

1 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
		年 月 日	電話 ( )
※下欄の【誓約・同意事項】に誓約及び同意の上、届出します。			令和4年8月31日時点の住所 ※現住所と同じ場合は記載不要

2 新規振込先指定口座(児童手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

- ア 指定の金融機関口座(1の届出者名義の口座に限ります。)への振込みを希望  
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「1 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年2月28日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、子育て世帯臨時特別給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『子育て世帯臨時特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

(※「2 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

振込先金融機関口座確認書類添付箇所

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる  
通帳やキャッシュカードの写し

（2 新規振込先指定口座にアを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、  
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

（2 新規振込先指定口座にアを選択した場合は提出してください。）



## 子育て世帯臨時特別給付金申請書（請求書）

（宛先）春日井市長

## 1 申請者

		記入日	年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
		年 月 日	電話 ( )
※裏面の【誓約・同意事項】に 誓約及び同意の上、申請します。		所属庁	令和4年8月31日時点の住所 ※現住所と同じ場合は記入不要

## 2 対象児童

※支給対象となる児童（平成19年4月2日から令和4年8月31日までに出生した児童）について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所（別居の場合のみ記入）
1				年 月 日	同居 ・ 別居	
2				年 月 日	同居 ・ 別居	
3				年 月 日	同居 ・ 別居	
4				年 月 日	同居 ・ 別居	
5				年 月 日	同居 ・ 別居	

※同居・別居の別については令和4年8月31日時点の状況を記入してください。

## 3 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童数は「2 対象児童」に記入した人数になります。

※ 申請額・請求額は、**対象児童1人当たり一律25,000円**となります。

（例）対象児童数3人の場合：25,000円 × 3人 = 75,000円

## 4 添付書類

令和4年9月分の児童手当（本則給付）を受給していることが分かる書類

（愛知県子育て世帯臨時特別給付金用児童手当支払通知書、児童手当支給明細書の写し 等）

（裏面も確認してください。）

## 5 受取方法

希望する受取方法のチェック欄（□）に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。

### □ ア 指定の金融機関口座（1 の申請者名義の口座に限ります。）への振込みを希望

**※振込先金融機関口座確認書類を添付してください（下欄を確認してください）。**

#### 【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (左詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連		本・支店 本・支所 出張所		1 普通 2 当座		※「申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。  
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

### □ イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。

### 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

#### 【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳等の公簿等の確認を行うことに同意します。
- (3) 子育て世帯臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、必要な場合は、市の求めに応じ、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和3年分の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給済みの給付金を速やかに返還します。
- (7) 子育て世帯臨時特別給付金は、対象児童1人当たり10,000円を支給する「愛知県子育て世帯臨時特別給付金」に上乗せして、市から対象児童1人当たり15,000円と合わせて支給をするため、「愛知県子育て世帯臨時特別給付金」のみ申請することはできません。